

万一のときも 働けなくなっても 毎月のお給料のように 給付金が受け取れる定期保険



TOKIO MARINE
NICHIDO

家計保障定期保険 NEO

家計保障定期保険(無解約返戻金型) [無配当]



2021.1
改定

5疾病・障害・介護保障プラン

5疾病保障プラン

障害・介護保障プラン



あんしんセエメエ

働けなくなったとき、万一のとき、

病気やケガで入院

病気やケガで
退院後も在宅療養状態

会社員・公務員の場合

入院初期費用

治療費用

健康なときの
収入

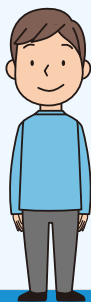
収入減

生活費の不足分

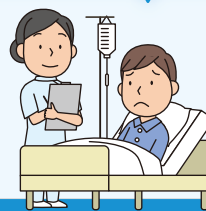
仕事に復帰できるだろうか。
毎月の生活費に
治療費もかかり続けると困る。

入院・治療費以外にも
お金がかかったらどうしよう…。

公的保障 傷病手当金
給料の2/3
(休業4日目より最長1年6か月)



入院



長引く入院・在宅療養状態

自営業の場合

入院初期費用

治療費用

健康なときの
収入

生活費の不足分

自営業者の場合
傷病手当金は
ありません



入院



長引く入院・在宅療養状態

収入が減ったとしても、
生活を維持するための生活費はかかります。

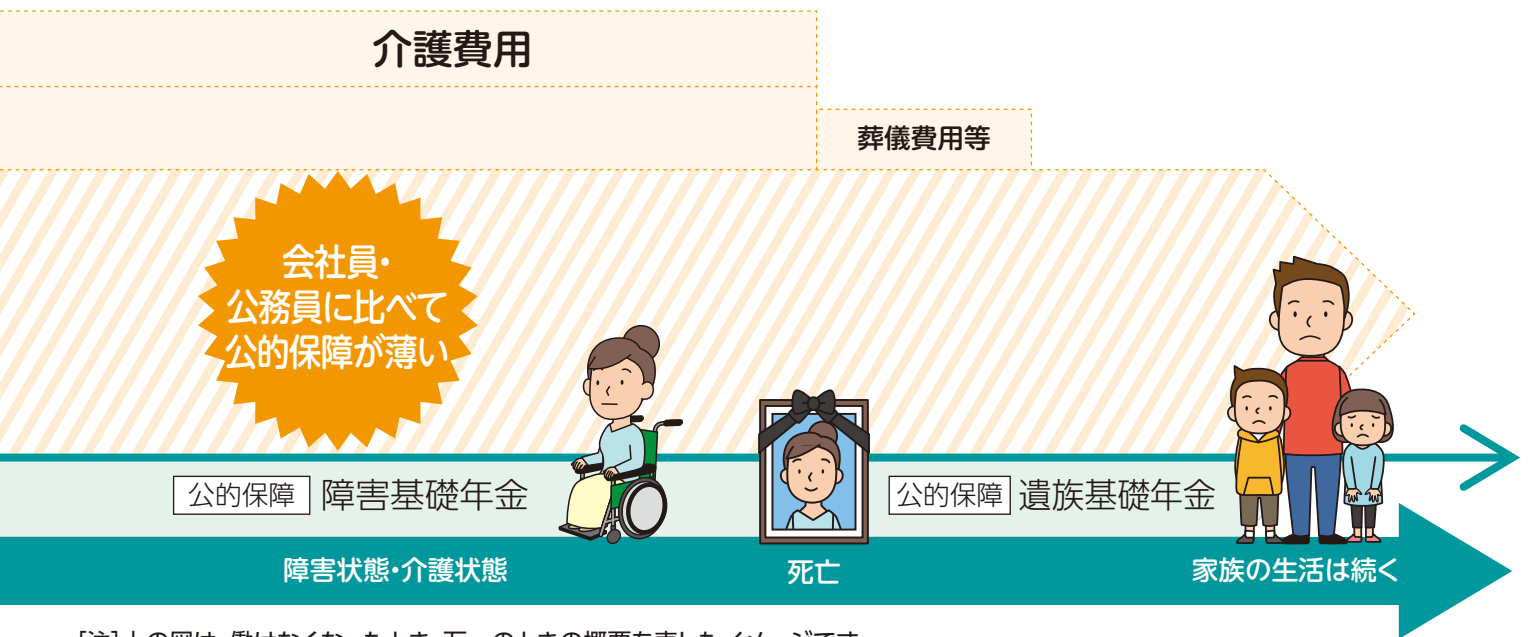
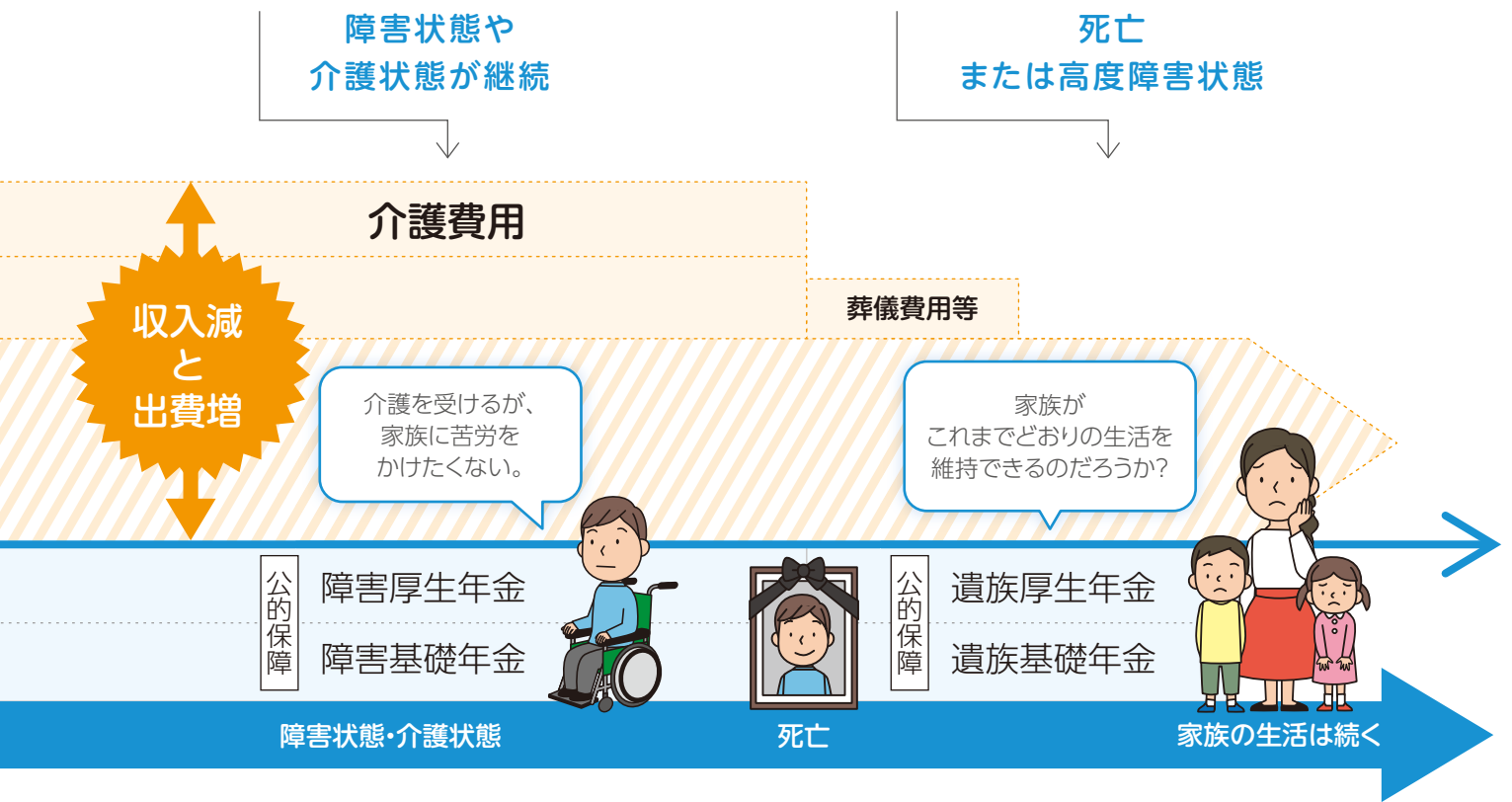
月々の生活費平均
約**32**万円



家賃

公的保障はありますが、それだけでは必

家計はどうなるでしょうか？



[注]上の図は、働けなくなったとき、万一のときの概要を表したイメージです。

公的保障の詳細につきましては日本年金機構のホームページや所轄の年金事務所、またはご加入の健康保険窓口等にご確認ください。



出典:総務省「2019年 家計調査年報(家計収支編)」二人以上の世帯のうち勤労者世帯の消費支出

ずしも十分ではない場合もあります。

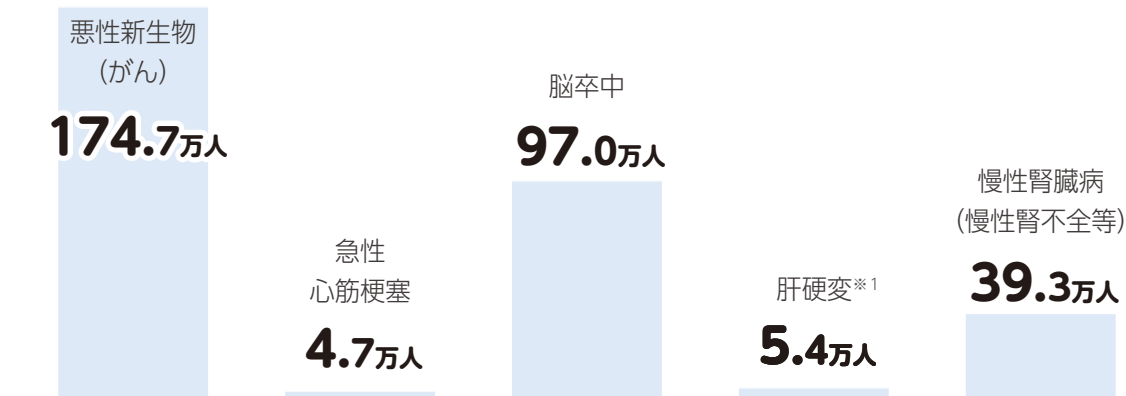
働けなくなる原因にはどのようなものがあるのでしょうか？

働けなくなる原因として**5疾病**があります。

5疾病による患者数は、**約321.1万人**にも！



5疾病とそれぞれの患者数



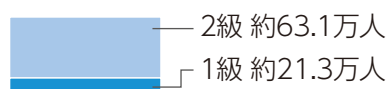
※1 アルコール性のものを除く

出典:厚生労働省「平成29年患者調査」より、「5疾病」に該当する主な疾病を当社で抽出したデータ(20歳以上)

病気やケガによる**障害**も心配です。

重篤な障害状態になった場合、**将来、介護が必要**になるかもしれません。

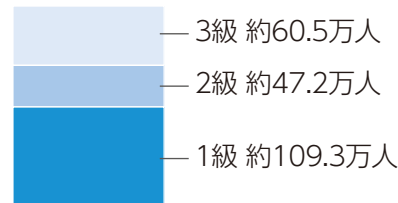
障害基礎年金1級・2級 受給者数



受給者数は、
1級・2級合計で
約84.4万人!

出典:厚生労働省「平成30年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」
(20歳前障害による受給者を除く)

身体障害者手帳1～3級 所持者数



所持者数は、
1級～3級合計で
約217.0万人!

出典:厚生労働省「平成28年 生活のしづらさなどに関する調査」
身体障害者手帳所持者数はじめて取得した年齢・性・障害等級別より
当社で抽出したデータ(20歳以上)

コラム

悪性新生物(がん)の患者数は、**約174.7万人**います。

一方で、年金制度基礎調査によると、**新生物(がん等)を理由とした障害年金受給者数は約1.4万人**となっています。障害年金に認定される障害状態に至らなくとも、がんで入院・在宅療養が長期化し、働けなくなったときへの備えが重要です。

悪性新生物(がん)患者数

174.7万人

新生物(がん等)を理由とした障害年金受給者数

1.4万人

出典:厚生労働省「平成26年 年金制度基礎調査」(障害年金受給者実態調査)
『制度別・障害等級別・傷病名別受給者数』の1級・2級を当社で抽出したデータ

生活にはどのような影響があるのでしょうか？

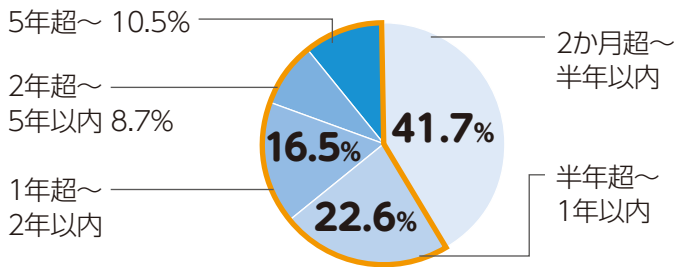
働けなくなった場合、**休職期間が長期化**することがあります。

2か月休職した場合、復職に半年以上かかる人が**約6割も!**

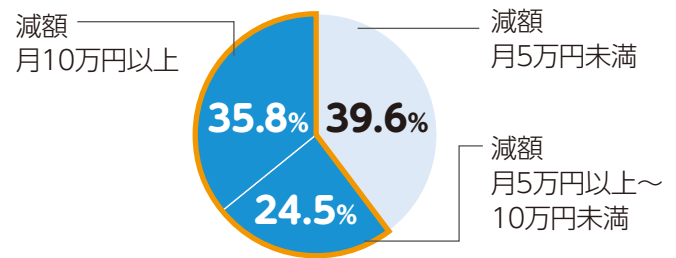
復職しても、**収入が元に戻らない**ことがあります。

月の収入が5万円以上減額した人が**6割以上!**

2か月超休職者の休職期間



復職して、収入が元に戻らなかった人の減った収入額



病気やケガが**治っていない**でも、**働かなければならない**こともあります。

完治していない人が**5割以上!**

ご家族の生活に影響が生じることもあります。

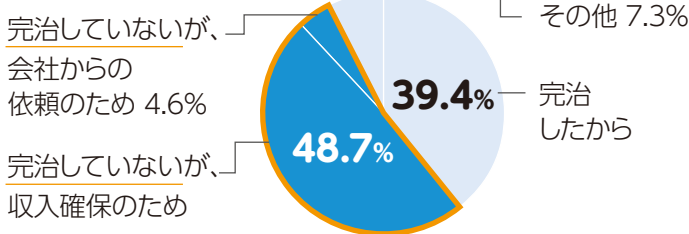
就業不能経験者の生活変化についての声

- 食費や光熱費を節約するようになった。
- 旅行や外食を減らすようになった。
- 子どもの習い事や進学をあきらめた。
- 家族に仕事を始めてもらったり、働く時間を増やしてもらった。
- 住居や車を売却した。



[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。
[就業不能に関する調査]当社調べ(2020年8月)

現在復職した人の復職理由



また、万一のときに**公的保障(遺族年金)**がありますが、

遺族年金だけでは足りないかもしれません。

配偶者(無職・女性)と子ども(18歳まで)が受け取れる「遺族年金」の金額*は… *令和2年度価額

配偶者と子ども1人の場合

配偶者と子ども2人の場合

配偶者と子ども3人の場合



会社員
[遺族基礎年金*2]+[遺族厚生年金*3]

月額約**12.9万円**

月額約**14.8万円**

月額約**15.4万円**

自営業
[遺族基礎年金*2]

月額約**8.3万円**

月額約**10.2万円**

月額約**10.8万円**

本記載は、2020年10月現在の遺族年金(社会保険制度)の概要を説明したものです。詳細につきましては、所轄の年金事務所等にご確認ください。

※2 遺族基礎年金は、子どもが18歳に達すると原則、減額または支給停止となります。

※3 遺族厚生年金の算出条件/平均標準報酬月額:30万円…平成15年3月以前の被保険者期間:180か月
/平均標準報酬額:40万円…平成15年4月以降の被保険者期間:144か月

働けなくなっても、万一のときも、安心して生活できる備えが重要です。 4

安心な備えとは、

5疾病も、障害・介護も、そして万一

家計保障定期保険NEO 5疾病・障害・介護保障プランの特長

5疾病による
入院をしたとき



入院給付金をお届け!

就業不能保障特約(Ⅲ型)

5疾病初期入院給付金



5疾病による入院・
在宅療養状態が60日を
超えて継続したとき

または

病気やケガで
所定の障害状態・
介護が必要な状態と
なったとき



お給料のように
給付金を毎月お届け!



就業不能保障特約(Ⅲ型)

就業不能給付金

保障を手厚くするオプション

一時金をプラスして
お支払い!



就業不能一時金特約(Ⅲ型)

就業不能一時金

死亡または
高度障害状態と
なったとき



お給料のように
給付金を毎月お届け!



主契約

死亡保険金

高度障害保険金

のときも、家計を支える備えです!

家計保障定期保険NEO 3つのポイント

5疾病・障害・介護保障プラン

ポイント
1

就業不能給付金の支払対象となった場合、**定期的なご申告をいただくことなく、継続的に給付金をお受け取り**いただけます。

- 当社所定の様式による医師の診断書をご提出いただくだけで、勤務先からの休業証明や収入証明などのご提出は不要です。
- 所定の状態から回復した場合でも、特約給付金支払期間中は給付金をお受け取りいただけます。

ポイント
2

所定の状態になったら、**将来の保険料は不要**です。

詳しくは [7~8ページ](#) 「保険料払込免除特則における免除事由」をご確認ください。

ポイント
3

喫煙状況 **健康状態** 等が基準を満たした場合、**保険料が割安**になります。

詳しくは [16ページ](#) 「適用する保険料率について」をご確認ください。

ニーズに応じた保障をお選びいただけます。

詳しくは [次ページ](#)

5疾病や障害・介護まで、**幅広い安心**がほしい…

[9~10ページ](#)

5疾病のみ**重点的**に備えておきたい…

[11ページ](#)

障害や介護に絞って保険料をおさえたい…

[12ページ](#)

万一のときだけに備えることもできます。

[15ページ](#)

「家計保障定期保険NEO」は、 お客様の必要な保障に合わせて



保険料払込免除特則における免除事由 (該当したとき、将来の保険料のお払込みは不要です。)

- 1 初めて悪性新生物と診断確定されたとき

※1 主契約の給付金支払期間(家計保障期間)は、いずれのプランも保険期間満了日までとなります。

※2 保険期間終了までの期間が短い状態でお支払事由に該当した場合でも、ご指定いただいた最低支払保証期間中は、給付金をお支払いします。 →詳しくは

※3 この特約の型は、就業不能保障特約の型と同一とします。(Ⅰ～Ⅲ型)

プランをお選びいただけます。

死亡保障	特約の給付金支払期間※1	最低支払保証期間※2	保険料払込免除特則と免除事由	
〈主契約〉 死亡・高度障害	保険期間満了日まで 5年 2年	5年 2年 5年 2年 2年	特定疾病・就業不能 保険料払込免除特則(Ⅲ型) 免除事由①②③のいずれかに該当したとき	9~10ページ
〈主契約〉 死亡・高度障害	保険期間満了日まで 5年 2年	5年 2年 5年 2年 2年	特定疾病・就業不能 保険料払込免除特則(Ⅱ型) 免除事由①②③のいずれかに該当したとき	11ページ
〈主契約〉 死亡・高度障害	保険期間満了日まで	5年 2年	障害介護保険料払込免除特則 免除事由③に該当したとき + オプション 特定疾病保険料払込免除特則 免除事由①②のいずれかに該当したとき	12ページ
〈主契約〉 死亡・高度障害	〈主契約〉 保険期間満了日まで	5年 2年 1年	オプション 特定疾病保険料払込免除特則 免除事由①②のいずれかに該当したとき	15ページ

② 心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

③ プランに応じた就業不能保障特約の就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

プラン例とともに、保障内容については、お支払事由(13~14ページ)、ご注意事項(25~26ページ)を必ずご確認ください。

5疾病も、障害・介護も、万一



1 5疾病初期入院給付金

5疾病による入院・在宅療養状態も

20万円

月額10万円×2

2 就業不能一時金 300万円

3 就業不能給付金

1,800万円

10万円 10万円 10万円 10万円

月額10万円×180回(15年)

ご契約 (30歳) 5疾病で入院 入院・在宅療養状態60日超 (ご契約から10年1か月) ^{40歳}

保険料払込免除事由に該当で以降の**保険料のお払込み不要**

病気やケガによる障害・介護が必要な状態でも

20万円

月額10万円×2

2 就業不能一時金 300万円

3 就業不能給付金

1,800万円

10万円 10万円 10万円 10万円

月額10万円×180回(15年)

ご契約 (30歳) 交通事故でケガ 障害・介護が必要な状態 (ご契約から10年1か月) ^{40歳}

保険料払込免除事由に該当で以降の**保険料のお払込み不要**

1 5疾病による入院時の出費に

<就業不能保障特約:Ⅲ型>

5疾病初期入院給付金

5疾病の治療のため所定の入院をしたとき、特約給付金月額²の2か月分をお受け取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)

2 **3** 働けなくなったとき、あなたと

オプション <就業不能一時金特約:Ⅲ型>

就業不能一時金

以下いずれかのお支払事由に該当したとき、

- 2** 就業不能一時金(就業不能一時金額)をお受け取りいただけます
- 3** 就業不能給付金(特約給付金月額)を給付金支払期間満

5疾病	● 5疾病による所定の入院・在宅療養状態が60日
所定の障害状態	● 国民年金法の障害等級1級または2級と認定さ ● 身体障害者福祉法の障害級別1級から3級の身 ● 特定生活障害状態に該当したとき
介護が必要な所定の状態	● 公的介護保険制度の要介護2以上と認定された ● 要介護状態が180日を超えて継続したと診断

※1 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払
※2 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

特定疾病・就業不能保険料払込免除特則:Ⅲ型

以下いずれかに該当したとき、将来の**保険料のお払込みは不要**です。

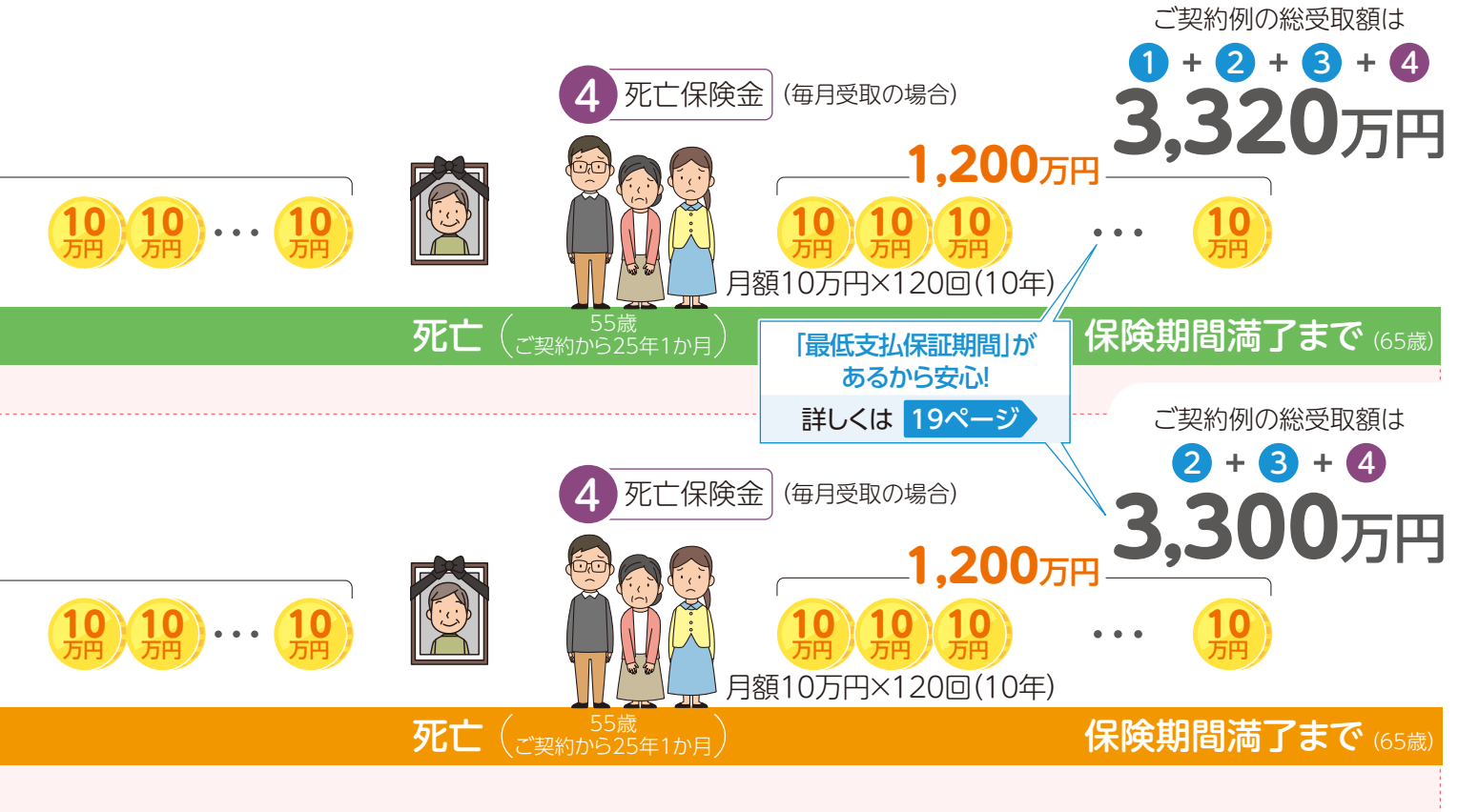
- ① 初めて悪性新生物と診断確定されたとき
- ② 心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上²の入院治療を受けたとき
- ③ 就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

! 悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

のときも、幅広く保障するプラン

ご契約例 (計算基準日:2021年1月5日)

- ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
 - [主契約]基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(Ⅲ型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで ●就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型)付加
- 月払保険料(口座振替):8,840円



ご家族の生活をサポート

<就業不能保障特約:Ⅲ型>

就業不能給付金

ます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)了日まで毎月お受け取りいただけます*1。

をを超えて継続したと診断されたとき

れたとき*2

体障害者手帳の交付があったとき

とき

されたとき

事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。

下線部詳しくは **13~14ページ**

4 万一のときも、あなたのご家族の生活をサポート

<主契約>

死亡保険金

高度障害保険金

④ 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受け取りいただけます。

④ 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

(注)主契約の保険金をお受け取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受け取りいただけません。

ご注意事項(25~26ページ)を必ずご確認ください。

5疾病と万ーのリスクに 備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年1月5日)

- ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
 - [主契約]基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(Ⅱ型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで ●就業不能一時金特約(Ⅱ型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅱ型)付加
- 月払保険料(口座振替扱):7,260円



保険料払込免除事由に該当で以降の保険料のお払込み不要

<p>オプション</p> <p>5疾病初期入院給付金</p> <p>1 20万円 月額10万円×2</p>	<p>就業不能一時金</p> <p>2 300万円</p>	<p>就業不能給付金</p> <p>3 1,800万円 月額10万円×180回【15年】</p>	<p>死亡保険金 (毎月受取の場合)</p> <p>4 1,200万円 月額10万円×120回【10年】</p>	<p>ご契約例の総受取額は</p> <p>1 + 2 + 3 + 4</p> <p>3,320万円</p>
---	-------------------------------	--	--	--

5疾病で働けなくなったときは毎月の給付金と一時金で、あなたとご家族の生活をサポート

<就業不能保障特約:Ⅱ型>	<就業不能一時金特約:Ⅱ型>
<p>5疾病初期入院給付金</p> <p>就業不能給付金</p>	<p>オプション 就業不能一時金</p>
<p>1 5疾病の治療のため所定の入院をしたとき、特約給付金月額の2か月分をお受け取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)</p>	<p>2 3 5疾病による所定の入院・在宅療養状態が60日を超えて継続したと診断されたとき</p> <p>2 就業不能一時金をお受け取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)</p> <p>3 就業不能給付金を給付金支払期間満了日まで毎月お受け取りいただけます*。</p> <p>下部部詳しくは 13~14ページ</p>

万ーのときも、あなたのご家族の生活をサポート

<主契約>

死亡保険金	高度障害保険金
-------	---------

4 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受け取りいただけます。

4 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

(注) 主契約の保険金をお受け取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受け取りいただけません。

特定疾病・就業不能保険料払込免除特則:Ⅱ型

右記いずれかに該当したとき将来の保険料のお払込みは不要です。	● 初めて悪性新生物と診断確定されたとき	● 心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき	● 就業不能給付金のお支払事由に該当したとき
--------------------------------	----------------------	--	------------------------

* 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。

⚠ 悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

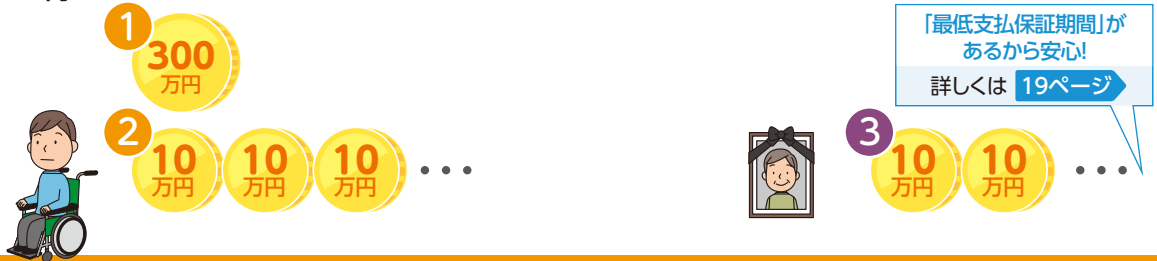
ご注意事項(25~26ページ)を必ずご確認ください。

障害や介護、万ーのリスクに 備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年1月5日)

- ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●最低支払保証期間:2年(主契約・特約共通)
 - [主契約]基準給付金月額:10万円 ●就業不能保障特約(I型) 特約給付金月額:10万円、給付金支払期間:保険期間満了日まで ●就業不能一時金特約(I型):300万円 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●障害介護保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則付加
- 月払保険料(口座振替扱):**4,540円**



ご契約(30歳) 障害・介護が必要な状態 (40歳 ご契約から10年1か月) 死亡 (55歳 ご契約から25年1か月) 保険期間満了まで (65歳)

保険料払込免除事由に該当で以降の**保険料のお払込み不要**

オプション

就業不能一時金
1 300万円

就業不能給付金
2 1,800万円
月額10万円×180回【15年】

死亡保険金 (毎月受取の場合)
3 1,200万円
月額10万円×120回【10年】

ご契約例の総受取額は
3,300万円
1 + 2 + 3

障害・介護が必要な状態で働けなくなったときは毎月の給付金と一時金で、あなたとご家族の生活をサポート

<就業不能一時金特約:I型>

オプション

就業不能一時金

<就業不能保障特約:I型>

就業不能給付金

- 1・2** 以下いずれかのお支払事由に該当したとき
- 国民年金法の障害等級1級または2級と認定されたとき※1
 - 身体障害者福祉法の障害級別1級から3級の身体障害者手帳の交付があったとき
 - 特定生活障害状態に該当したとき
 - 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
 - 要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき
- 1** 就業不能一時金をお受け取りいただけます。(支払限度回数:保険期間を通じて1回)
- 2** 就業不能給付金を給付金支払期間満了日まで毎月お受け取りいただけます※2。

下線部詳しくは **13~14ページ**

万ーのときも、あなたのご家族の生活をサポート

<主契約>

死亡保険金

高度障害保険金

- 3** 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受け取りいただけます。
- 3** 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

(注)主契約の保険金をお受け取りいただくことになった場合は、特約の給付金等はお受け取りいただけません。

右記に該当したとき将来の**保険料のお払込みは不要**です。

障害介護保険料払込免除特則

- 就業不能給付金のお支払事由に該当したとき

さらに、

オプション

右記いずれかに該当したとき将来の**保険料のお払込みは不要**です。

特定疾病保険料払込免除特則

- 初めて悪性新生物と診断確定されたとき
 - 心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき
- (注)悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

※1 精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。

※2 就業不能給付金の月払給付を開始した場合、それとは別に就業不能給付金のお支払事由に該当しても、就業不能給付金を重複してお支払いしません。

ご注意事項(25~26ページ)を必ずご確認ください。

就業不能保障特約(就業不能給付金)・就業不能お支払対象となる5疾病とそれぞれ

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは

5疾病とは?

悪性新生物

急性心筋梗塞

脳卒中

肝硬変

慢性腎不全

をいいます。



所定の障害状態とは

下記の(1)～(3)のいずれかに該当したとき

- (1) 国民年金法に定める障害等級1級または2級に該当していると認定されたとき^(※)
- (2) 身体障害者福祉法に定める障害級別1級から3級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき
- (3) 特定生活障害状態に該当したとき

(※)精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます。



国民年金法に定める障害等級1級または2級とは?

たとえば以下のような状態と認定されることをいいます。

1級	他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態
2級	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

出典:(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2020年8月改訂版)

介護が必要な所定の状態とは

下記の(1)または(2)に該当したとき

- (1) 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
- (2) 要介護状態が180日を超えて継続したと診断されたとき



公的介護保険制度の

以下のような状態が認定の目安になります。

要介護2 (軽度の介護)	食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持、
要介護3 (中等度の介護)	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持入浴や衣服の着脱などに全面的
要介護4 (重度の介護)	食事に一部介助が必要。排泄、入浴、衣服の着脱などに立ち上がりや両足での立位保持
要介護5 (最重度の介護)	食事や排泄がひとりでできない歩行や両足での立位保持は意思の伝達がほとんどできない

出典:(公財)生命保険文化センター

一時金特約の 状態について

5疾病による所定の入院・在宅療養状態とは？

次の①または②のいずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や5疾病が治癒した後は、入院・在宅療養状態とはいいません。

- ① 5疾病の治療を目的として、所定の入院をしている状態
- ② 医師の指示により業務に従事することなく、自宅等において療養し、5疾病の治療に専念している状態

[注] 給付金・一時金のお支払いは、5疾病による所定の入院・在宅療養状態の60日超の継続が必要です。

身体障害者福祉法に定める 障害級別1級から3級とは？

病気やケガなどにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される状態と認定されることをいいます。

(例) 体幹の機能障害の場合

1級	座っていることができない
2級	座っている姿勢を保つことが困難
3級	歩行が困難

出典:厚生労働省「身体障害者障害程度 等級表」をもとに当社で作成

特定生活障害状態とは？

次の①～③のいずれかに該当し、回復の見込みがない所定の状態をいいます。

- ① 国民年金法の障害等級1級または2級に相当する身体機能の障害
- ② 国民年金法の障害等級1級に相当する精神の障害
- ③ 心臓移植、永続的な人工透析療法を受けた等の所定の病状

〈例〉・両眼の視力の和が0.08以下などの眼の障害

・両耳の聴力レベルが90デシベル以上などの聴覚の障害

・そしゃく・嚥下の機能を欠く障害 ・音声または言語機能の著しい障害

・上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害

要介護2以上とは？

歩行などに何らかの支えが必要。

などがひとりでできない。
な介助が必要。

全面的な介助が必要。
がひとりではほとんどできない。

など、日常生活を遂行する能力は著しく低下し、
ほとんどできない。
場合が多い。

「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに当社で作成

要介護状態とは？

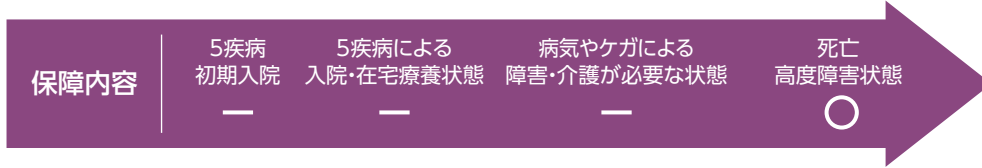
次の①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は
要介護状態とはいいません。

- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない
イ.衣服の着脱が自分ではできない
ウ.入浴が自分ではできない 工.食物の摂取が自分ではできない
オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において
見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、
公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

万ーのリスクにのみ 備えたい方向けのプラン



ご契約例 (計算基準日:2021年1月5日)

●ご契約年齢:30歳(男性) ●保険期間(家計保障期間):65歳まで ●保険料払込期間:65歳まで ●基準給付金月額:10万円 ●最低支払保証期間:1年 ●非喫煙者優良体保険料率適用 ●特定疾病保険料払込免除特則付加
月払保険料(口座振替扱):**2,470円**

「最低支払保証期間」があるから安心!
詳しくは [19ページ](#)



ご契約 (30歳)

死亡 (40歳
ご契約から10年1か月)

保険期間満了まで (65歳)

万ーのときは、給付金であなたのご家族の生活をサポート

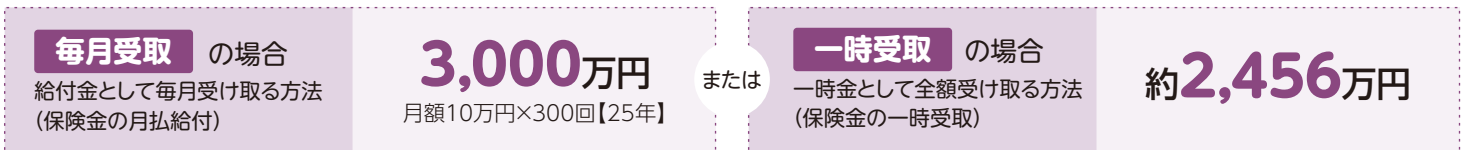
<主契約>

死亡保険金

高度障害保険金

- 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、家計保障期間満了日まで毎月、基準給付金月額をお受け取りいただけます。
- 毎月の給付金にかえて、保険金の全額または一部の一時受取を選択することができます。

上記ご契約例でご契約から10年1か月目に死亡・高度障害状態になられた場合



オプション

特定疾病保険料払込免除特則

右記いずれかに該当したとき、
将来の**保険料のお払込みは不要**です。

●初めて悪性新生物と診断確定されたとき

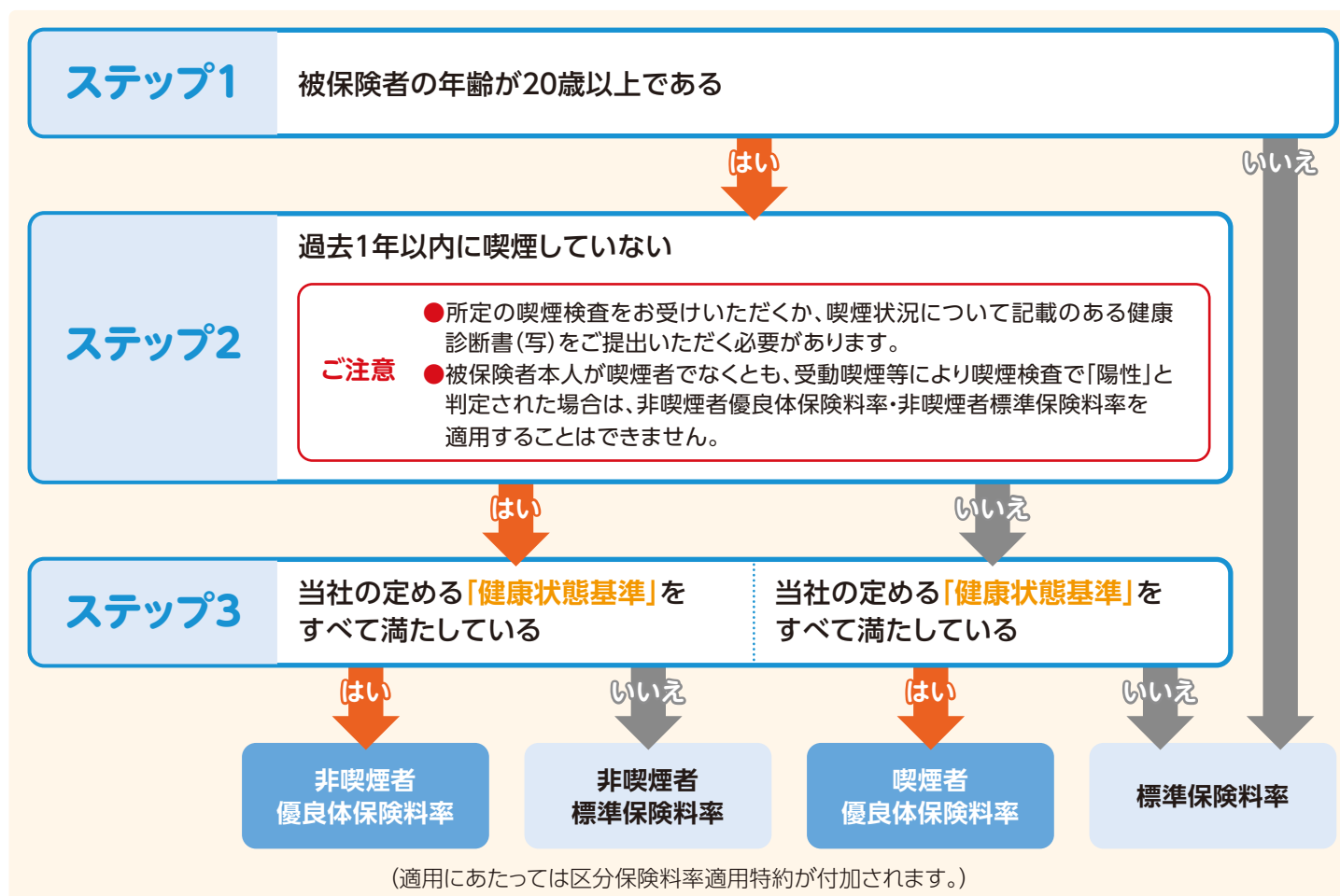
●心疾患または脳血管疾患により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき

(注)悪性新生物について保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

ご注意事項(25~26ページ)を必ずご確認ください。

適用する保険料率について

被保険者の喫煙状況や健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、標準保険料率よりも**割安な保険料**でお申し込みいただけます。



健康状態基準

非喫煙者優良体保険料率、喫煙者優良体保険料率を適用するためには、健康診断書(写)をご提出いただく必要があります。

基準①

体格(BMI):18以上27以下であること

$$\text{BMI(ボディ・マス・インデックス)} = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$

健康診断書にBMIの記載がない場合は、健康診断書に記載の身長・体重をもとにBMIを計算します。この場合のBMIの基準は、小数点第3位以下を切り捨て、18.00以上27.00以下とします。

基準②

血圧値:下記の範囲内であること

最大(収縮期)血圧値が139mmHg以下
かつ
最小(拡張期)血圧値が89mmHg以下

<月払保険料例> 下記ご契約例のご契約条件は同一とし、適用保険料率を変えた場合の保険料を比較すると、以下のとおりです。

- ご契約例 (30歳・男性)
- 5疾病・障害・介護保障プラン
 - 保険期間(家計保障期間):65歳まで
 - 保険料払込期間:65歳まで
 - 最低支払保証期間:2年
 - [主契約]基準給付金月額:10万円
 - 就業不能保障特約(Ⅲ型) 特約給付金月額:10万円、特約給付金支払期間:保険期間満了日まで
 - 就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円
 - 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型)付加
 - 月払・口座振替扱

非喫煙者優良体保険料率	非喫煙者標準保険料率	喫煙者優良体保険料率	標準保険料率
8,840円	9,750円	10,800円	11,820円

ご注意

- ご契約にあたって健康診断書(写)をご提出いただいた場合、当社はその内容を加味して引受判断を行います。傷病歴・健康状態等によっては、上記基準による保険料率を適用できない場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。
- 「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態が優良でないということではありません。

さまざまなサービスで、お客様をサポート

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、この保険にご加入の被保険者様が無料でご利用いただけます。



Medical Note for 東京海上グループ

Webサービス

提供：株式会社メディカルノート

<例えば>



がんと診断され、
主治医から複数の治療方法について
説明を受けたが、決められない。
セカンドオピニオンを聞きたい…

セカンドオピニオン予約サービス

▶各分野で専門的な医療を提供している
病院から選んで予約※1ができます。

他にも

オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで手軽に医師・看護
師に相談できます。



かかりつけの医師から
大きな手術が必要だと言われた。
専門医で受診したいけど、
どうしたらいいのだろう…

医師・病院受診予約サービス

▶各領域の専門医や専門的な医療を提供
している病院から選んで受診の予約※1
ができます。

病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修
の信頼できる医療情報や病気・治療解
説等を調べられます。

サービスのご利用は
専用ホームページから

[https://www7.tmn-anshin.co.jp/
service/](https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/)

スマホは
こちらから!



ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、専用ホームページの注意事項をご確認ください。

※1 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。予約可能な病院等がお近くにない場合でも、ご希望の医師の受診可否をお知らせできる場合があります。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

電話サービス

下記サービスは、この保険のご契約者様(法人除く)

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社

0120-363-992

例えばこんなときに…



日常のおからだの悩みから「もしも」のときの
緊急対応まで、サポート!

- 急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
- もらった薬の副作用が知りたい。

緊急医療相談 / 一般の健康相談

- 旅行先で急病!最寄りの病院を知りたい!!

医療機関案内

- 出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…

転院・患者移送手配※5

- 抗がん剤治療を受ける予定。精神的にも体力的にも不安…

がん専用相談窓口

- 持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな…

予約制専門医相談

24時間
365日対応

事前にご予約
ください

※5 転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。

します。

職場復帰に向けた疑問や不安の解消をサポート

▶このサービスは、就業不能保障特約の保険金・給付金支払事由に該当された場合に、この保険にご加入の被保険者様とそのご家族が無料でご利用いただけます。

電話サービス

職場復帰支援サービス

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社・株式会社日本マンパワー

コールセンター

0120-567-771

【受付時間】平日9:00～20:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

病気や介護による休職から職場復帰に向けて、**お客様の様々なご不安やお悩みをお伺いし、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイス**をご提供します。

キャリアコンサルタント^{※2}による支援

キャリアコンサルタントが、スマートフォンやタブレット、対面^{※3}等による1対1での個別コンサルティングを通じて、職場復帰に向けたお気持ちの整理のサポートやスキルアップ等のアドバイスを行います。

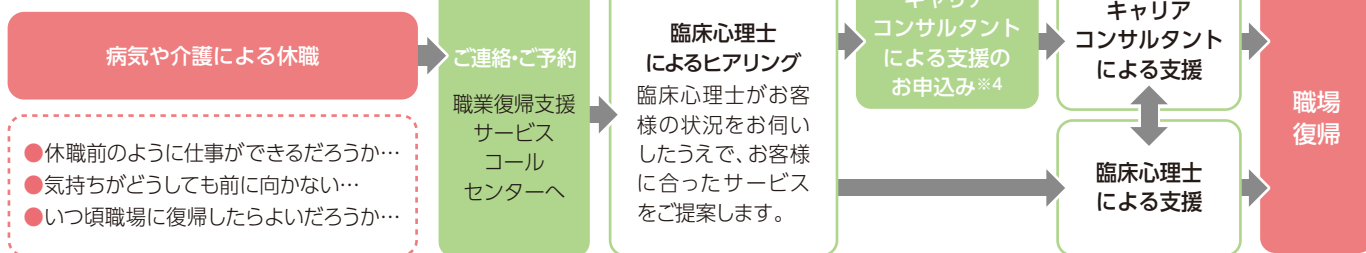
※2 2016年に創設された国家資格です。

※3 対面による個別コンサルティングは、東京と大阪のみで提供します。

臨床心理士による支援

臨床心理士が、お客様の心身の状態や会社の制度・規定等をお伺いしたうえで、職場復帰に向けた具体的なアドバイスを行います。また、職場復帰後のお悩みについてもサポートを行います。

<ご利用イメージ>



※4 専用ホームページでお客様にお手続きいただけます。専用ホームページへのアクセス方法等の詳細につきましては、職場復帰支援サービスコールセンターにてご案内します。

・被保険者様およびそのご家族は無料^{※5}でご利用いただけます。

早期発見をサポート

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

提供：株式会社ウェルネス医療情報センター

【受付時間】平日9:30～17:30(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)

0120-633-877

内容・場所・料金等、お客様のご希望に合った施設の検索と予約ができます。

通常料金より約5%～20%程度割引となる優待料金^{※6}

※6 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

最寄りの医療機関の検索はこちら



がんお悩み訪問相談サービス

提供：東京海上日動メディカルサービス株式会社

0120-363-992

【予約受付】24時間 365日対応

がんと診断された場合に、専門の相談員に直接相談ができます。

介護アシスト

提供：東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834

【受付時間】平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、優待条件での各種サービスもご利用いただけます。

Q&A

お客様からよくいただくご質問です。お申込みの前にご確認ください。
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q

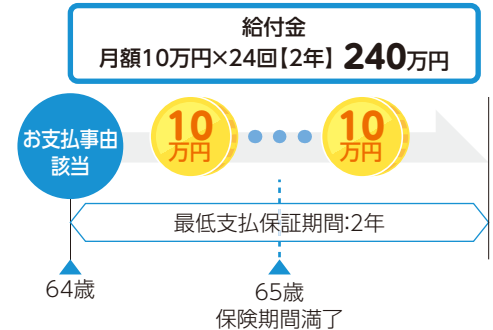
最低支払保証期間について教えてください。

例えば、給付金月額10万円・保険期間満了が65歳・最低支払保証期間2年の契約の場合で、64歳で給付金を受け取る場合、支払われる給付金はいくらになりますか？

A

240万円(月額10万円×24回【2年】)になります。
給付金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が「最低支払保証期間」に満たない場合は、「最低支払保証期間」を通じて毎月給付金をお支払いします。
「最低支払保証期間」は、主契約および就業不能保障特約(就業不能給付金)に適用されます。
なお、主契約の保険金支払事由に該当した日以後は、特約の給付金はお支払対象になりません。

<最低支払保証期間:2年の例>



Q

死亡保険金等の税法上の取扱いはどのようになりますか？

A

保険金・給付金等をお受け取りになる際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で決まります。

① 死亡保険金お受取時の課税の取扱い

ご契約形態			一時支払でお受け取りになる場合	月払給付でお受け取りになる場合	
ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人		年金受給権取得時	2年目以降 月払給付お受取時
契約者と被保険者が同一の場合			相続税	相続税 ^{※2}	所得税(雑所得) ^{※1※3}
本人	本人	配偶者			
契約者と受取人が同一の場合			所得税(一時所得) ^{※1}	所得税(雑所得) ^{※1※4}	
本人	配偶者	本人			
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人の場合			贈与税	贈与税 ^{※2}	所得税(雑所得) ^{※1※3}
本人	配偶者	子			

※1 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。

※2 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

※3 年金受取時に課税されます。年金のうち一部が課税対象となります。詳しくは税務署等にご確認ください。

※4 課税所得が25万円以上の場合には、この課税所得に対して、10%の所得税が源泉徴収されます。

② 保険金・給付金等の非課税扱い

- ご契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
- 高度障害保険金、就業不能給付金、5疾病初期入院給付金、就業不能一時金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱いとなります。
 - ・被保険者
 - ・被保険者の配偶者もしくは直系血族
 - ・生計を一にするその他の親族

[注]上記の内容は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

Q

専業主婦(主夫)や資産生活者も、契約できますか？

A

専業主婦(主夫)や資産生活者の方もお申し込みいただけます。
「就業不能保障特約」の「就業不能」とは、就業しているかどうかではなく、被保険者の病状に照らして医学的見地からの診断をもとに判定します。



Q

障害年金制度と身体障害者手帳制度の違いは何ですか？

A

制度の概要は以下のとおりです。それぞれの受給・交付要件や障害等級なども異なります。

障害年金制度

- 国民年金法等に定める公的年金制度の一つです。
- 一定の保険料納付要件を満たし、障害年金の受給要件を満たしている方が現金給付を受けられます。
- 会社員(厚生年金)や自営業(国民年金)など、加入している年金制度によって、給付内容等が異なります。
- 障害の程度や家族構成等に応じて、支給されます。

身体障害者手帳制度

- 身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に、身体障害者手帳が交付されます。
- 手帳を提示することにより、医療費の助成や交通機関での運賃が割引になる等の各種福祉サービスを受けることができます。
- サービスの内容は、地域・障害の程度によって異なります。

出典:厚生労働省ホームページ等をもとに当社で作成

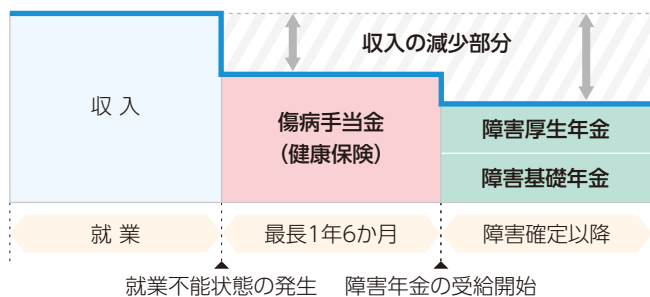
Q

働けなくなったときなどに受けられる公的保障(傷病手当金、障害年金)について教えてください。

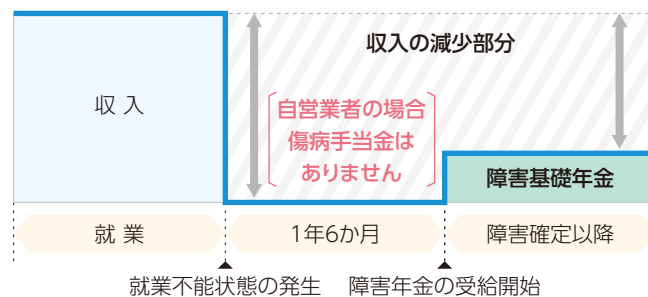
A

以下が、受給イメージとそれぞれの説明です。

〈会社員・公務員等のイメージ〉



〈自営業者のイメージ〉



傷病手当金

健康保険制度等

病気やケガで会社を連続して休んだとき、これまでの収入の約3分の2が支給されます。

傷病手当金は、以下の「支給条件」をすべて満たす場合に、これまでの収入(日割)*の約3分の2が休んだ日数に応じて支給される生活保障制度です。

支給期間は支給開始日から最長で1年6か月となります(健康保険組合等によっては延長給付等がある場合もあります)。なお一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。

* 1日当たりの金額は、平均標準報酬月額をもとに算出されます。

支給条件

以下のすべてを満たす必要があります。

- 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- 仕事に就くことができないこと
- 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 休業した期間について給与の支払いがないこと

障害年金

年金制度

所定の障害状態に該当したとき、障害の程度に応じた年金が支給されます。

障害年金は、初診日から1年6か月経過後(またはそれ以前に症状が固定されたとき)、障害等級(障害基礎年金は1~2級、障害厚生年金は1~3級)に該当する状態と認められた場合、初診日に加入していた年金制度から障害の程度や家族構成等に応じて支給されます。

障害厚生年金は、障害基礎年金に上乗せして、被保険者期間の給与に連動した金額(報酬比例の年金額)をもとに障害等級によって算出した額が支給されます。なお、障害等級3級の場合は、障害基礎年金の支給はありません。

[注] 2020年10月現在の制度にもとづいて概要を記載しています。詳細は、厚生労働省や日本年金機構のホームページ、またはご加入の健康保険窓口などでご確認ください。

月払保険料表(口座振替扱) (単位:円) 男性

(計算基準日:2021年1月5日)

ご契約例

【プラン共通】 ● 保険期間(家計保障期間):65歳まで ● 保険料払込期間:65歳まで ● [主契約]基準給付金月「給付金支払期間」と「最低支払保証期間」の組合せは以下の取扱いとなります。「最低支払保証期間」は、主契約と就業不能保障特約

5疾病・障害・介護保障プラン

- 就業不能保障特約(Ⅲ型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円
- 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型) 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
○	○	○	○

5疾病保障プラン

- 就業不能保障特約(Ⅱ型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(Ⅱ型):300万円
- 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅱ型) 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
○	○	—	○

非喫煙者優良体保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約			
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年				
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	+	5年	2年	5年	2年	2年	+			
契約年齢	25歳	6,970	6,430	4,400	3,850		3,250	990	5,790	5,330	4,040		3,530	3,030	750
	30歳	8,240	7,610	5,030	4,380		3,580	1,230	6,820	6,300	4,570		3,990	3,320	960
	35歳	9,820	9,010	6,060	5,290		4,220	1,650	8,230	7,590	5,510		4,810	3,880	1,290
	40歳	11,710	10,640	7,330	6,410		4,890	2,340	9,880	9,060	6,630		5,780	4,460	1,890
	45歳	13,300	12,050	8,900	7,650		5,680	3,180	11,090	10,180	7,870		6,750	5,050	2,550
	50歳	14,660	13,070	11,010	9,160		6,760	4,230	12,630	11,370	9,860		8,200	6,040	3,450
55歳	15,580	12,850	12,970	10,040	7,410	5,370	13,600	11,330	11,600	8,990	6,550	4,410			

非喫煙者標準保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約			
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年				
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	+	5年	2年	5年	2年	2年	+			
契約年齢	25歳	7,640	7,140	4,980	4,470		3,850	1,050	6,570	6,140	4,680		4,190	3,650	810
	30歳	9,060	8,460	5,700	5,080		4,250	1,290	7,720	7,220	5,290		4,720	3,990	1,050
	35歳	10,810	10,010	6,870	6,100		4,980	1,740	9,310	8,670	6,370		5,660	4,650	1,410
	40歳	12,930	11,820	8,460	7,510		5,960	2,400	11,320	10,440	7,870		6,960	5,570	2,010
	45歳	14,700	13,390	10,270	8,950		6,970	3,210	13,030	12,010	9,540		8,300	6,460	2,760
	50歳	16,240	14,520	12,470	10,490		8,010	4,380	14,570	13,170	11,580		9,740	7,400	3,750
55歳	17,200	14,200	14,510	11,330	8,600	5,610	15,570	13,000	13,450	10,500	7,860	4,830			

喫煙者優良体保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約			
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年				
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	+	5年	2年	5年	2年	2年	+			
契約年齢	25歳	8,290	7,650	5,450	4,930		4,200	1,230	6,850	6,370	5,000		4,510	3,910	930
	30歳	9,890	9,180	6,350	5,700		4,680	1,620	8,070	7,530	5,750		5,160	4,340	1,170
	35歳	11,890	10,940	7,700	6,850		5,490	2,160	9,830	9,130	6,960		6,210	5,090	1,650
	40歳	14,330	13,020	9,530	8,400		6,600	3,000	11,900	10,950	8,560		7,570	6,030	2,280
	45歳	16,360	14,710	11,610	10,050		7,740	3,990	13,740	12,520	10,370		9,020	7,050	3,090
	50歳	18,010	15,730	14,010	11,710		8,890	5,340	15,260	13,510	12,450		10,440	8,000	4,170
55歳	19,150	15,440	16,450	12,750	9,650	6,870	16,320	13,340	14,520	11,290	8,550	5,370			

標準保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約			
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年				
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年	+	5年	2年	5年	2年	2年	+			
契約年齢	25歳	9,080	8,450	6,090	5,580		4,820	1,320	7,690	7,210	5,670		5,190	4,540	990
	30歳	10,870	10,140	7,170	6,510		5,450	1,680	9,160	8,600	6,640		6,030	5,140	1,290
	35歳	13,070	12,100	8,700	7,840		6,420	2,250	11,100	10,380	8,020		7,250	6,040	1,770
	40歳	15,760	14,390	10,750	9,570		7,690	3,150	13,510	12,500	9,890		8,840	7,170	2,460
	45歳	18,000	16,250	13,060	11,390		8,990	4,170	15,630	14,290	11,970		10,500	8,360	3,330
	50歳	19,860	17,390	15,690	13,190		10,250	5,580	17,370	15,420	14,320		12,090	9,450	4,530
55歳	20,980	16,910	18,190	14,120	10,870	7,230	18,420	15,040	16,510	12,850	9,880	5,880			

額:10万円
で共通となります。

障害・介護保障プラン

- 就業不能保障特約(1型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(1型):300万円
- 障害介護保険料払込免除特則 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
—	—	○	○

ご契約例

- 保険期間(家計保障期間):65歳まで
- 保険料払込期間:65歳まで
- [主契約]基準給付金月額:10万円

家計保障定期保険NEO 主契約のみ

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
—	—	—	○

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	4,240	3,650	510	4,010	3,450	450
	30歳	4,540	3,910	630	4,270	3,680	570
	35歳	5,010	4,330	840	4,690	4,050	750
	40歳	5,270	4,540	1,170	5,040	4,350	1,020
	45歳	5,780	4,920	1,560	5,520	4,710	1,350
	50歳	6,390	5,280	2,160	6,080	5,060	1,860
55歳	6,950	5,390	2,520	6,630	5,160	2,190	

特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
5年	2年	1年	5年	2年	1年
2,810	2,430	2,360	2,670	2,310	2,250
2,930	2,540	2,470	2,760	2,390	2,320
3,230	2,810	2,730	3,010	2,620	2,540
3,350	2,900	2,820	3,240	2,810	2,730
3,500	2,990	2,910	3,370	2,890	2,800
3,860	3,210	3,090	3,710	3,080	2,970
3,850	2,940	2,780	3,720	2,830	2,680

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	4,940	4,360	540	4,660	4,130	510
	30歳	5,500	4,850	690	5,180	4,570	630
	35歳	6,070	5,350	900	5,650	4,990	810
	40歳	6,820	6,010	1,260	6,330	5,560	1,110
	45歳	7,720	6,710	1,710	7,100	6,170	1,500
	50歳	8,190	6,850	2,400	7,490	6,290	2,070
55歳	8,710	7,050	2,790	8,000	6,320	2,430	

特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
5年	2年	1年	5年	2年	1年
3,330	2,990	2,930	3,170	2,850	2,790
3,510	3,150	3,080	3,340	2,990	2,940
3,890	3,490	3,420	3,630	3,260	3,190
4,390	3,920	3,830	4,080	3,630	3,560
4,800	4,230	4,130	4,420	3,890	3,790
5,080	4,330	4,200	4,630	3,940	3,820
5,020	3,910	3,720	4,590	3,580	3,410

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	5,410	4,810	600	5,110	4,530	570
	30歳	5,720	5,080	750	5,370	4,770	690
	35歳	6,270	5,550	990	5,840	5,190	900
	40歳	7,120	6,340	1,440	6,580	5,810	1,260
	45歳	8,130	7,110	1,950	7,460	6,510	1,680
	50歳	8,730	7,400	2,790	7,950	6,730	2,370
55歳	9,450	7,600	3,210	8,660	6,810	2,790	

特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
5年	2年	1年	5年	2年	1年
3,510	3,160	3,090	3,340	3,010	2,960
3,720	3,360	3,290	3,520	3,170	3,100
4,130	3,710	3,640	3,870	3,480	3,410
4,630	4,150	4,060	4,300	3,850	3,770
5,080	4,490	4,380	4,680	4,130	4,030
5,320	4,540	4,410	4,860	4,150	4,030
5,230	4,090	3,900	4,810	3,750	3,590

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	6,030	5,430	660	5,660	5,140	600
	30歳	6,510	5,880	840	6,070	5,490	750
	35歳	7,220	6,480	1,110	6,650	5,990	990
	40歳	8,230	7,370	1,620	7,510	6,720	1,380
	45歳	9,390	8,320	2,190	8,480	7,490	1,830
	50歳	10,190	8,730	3,120	9,120	7,820	2,610
55歳	11,110	8,950	3,630	10,020	7,920	3,030	

特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
5年	2年	1年	5年	2年	1年
4,050	3,720	3,700	3,830	3,530	3,510
4,430	4,080	4,050	4,150	3,810	3,780
4,980	4,560	4,530	4,600	4,210	4,180
5,630	5,120	5,070	5,110	4,650	4,610
6,240	5,590	5,540	5,580	5,000	4,940
6,600	5,700	5,600	5,840	5,050	4,960
6,390	5,010	4,860	5,700	4,470	4,320

月払保険料表(口座振替扱) (単位:円) 女性

(計算基準日:2021年1月5日)

ご契約例

【プラン共通】 ● 保険期間(家計保障期間):65歳まで ● 保険料払込期間:65歳まで ● [主契約]基準給付金月「給付金支払期間」と「最低支払保証期間」の組合せは以下の取扱いとなります。「最低支払保証期間」は、主契約と就業不能保障特約

5疾病・障害・介護保障プラン

- 就業不能保障特約(Ⅲ型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(Ⅲ型):300万円
- 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅲ型) 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
○	○	○	○

5疾病保障プラン

- 就業不能保障特約(Ⅱ型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(Ⅱ型):300万円
- 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則(Ⅱ型) 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
○	○	-	○

非喫煙者優良体保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
契約年齢	25歳	7,020	6,490	3,880	3,320	2,640	960	6,110	5,650	3,630	3,110	2,500	810
	30歳	7,900	7,380	4,320	3,720	2,860	1,140	6,890	6,420	4,020	3,450	2,700	960
	35歳	9,070	8,460	5,130	4,460	3,330	1,470	8,070	7,520	4,780	4,170	3,150	1,230
	40歳	10,060	9,330	6,000	5,260	3,820	1,860	9,110	8,410	5,600	4,900	3,600	1,620
	45歳	10,980	10,150	7,170	6,200	4,450	2,370	10,170	9,350	6,760	5,830	4,210	2,100
	50歳	11,190	10,080	8,390	6,980	5,010	2,910	10,550	9,480	8,000	6,640	4,780	2,670
55歳	10,360	8,530	8,920	6,860	4,990	3,240	9,410	7,690	8,250	6,310	4,640	2,880	

非喫煙者標準保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
契約年齢	25歳	7,970	7,440	4,560	4,000	3,260	1,050	6,960	6,490	4,280	3,740	3,090	870
	30歳	8,980	8,460	5,040	4,430	3,480	1,260	7,770	7,310	4,670	4,100	3,280	1,020
	35歳	10,310	9,690	5,960	5,270	4,030	1,620	9,100	8,530	5,530	4,900	3,790	1,350
	40歳	11,450	10,690	6,980	6,210	4,630	2,040	10,300	9,570	6,500	5,770	4,360	1,740
	45歳	12,490	11,630	8,190	7,170	5,200	2,670	11,240	10,420	7,550	6,610	4,850	2,280
	50歳	12,690	11,550	9,480	8,000	5,740	3,330	11,490	10,420	8,720	7,350	5,330	2,910
55歳	11,550	9,570	9,960	7,730	5,620	3,690	10,160	8,340	8,920	6,890	5,090	3,120	

喫煙者優良体保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
契約年齢	25歳	8,550	7,990	5,020	4,500	3,660	1,290	7,250	6,770	4,580	4,120	3,380	990
	30歳	9,750	9,160	5,700	5,130	4,050	1,530	8,260	7,760	5,180	4,670	3,740	1,170
	35歳	11,080	10,390	6,510	5,850	4,500	1,890	9,530	8,960	5,970	5,380	4,180	1,530
	40歳	12,140	11,300	7,420	6,610	4,940	2,310	10,650	9,960	6,820	6,110	4,590	1,890
	45歳	13,320	12,260	8,720	7,610	5,580	2,970	11,680	10,810	7,960	7,030	5,160	2,460
	50歳	13,490	12,010	9,990	8,370	6,090	3,630	11,850	10,640	9,070	7,710	5,610	3,060
55歳	12,210	9,900	10,460	8,050	5,950	4,020	10,450	8,500	9,270	7,210	5,340	3,270	

標準保険料率

給付金 支払期間	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	保険期間 満了日まで		5年		2年	就業 不能 一時金 特約	
	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
最低支払 保証期間	5年	2年	5年	2年	2年		5年	2年	5年	2年	2年		
契約年齢	25歳	9,950	9,370	6,160	5,630	4,720	1,380	8,600	8,100	5,720	5,230	4,430	1,080
	30歳	11,400	10,750	7,030	6,410	5,240	1,620	9,820	9,280	6,500	5,930	4,930	1,290
	35歳	12,960	12,190	8,030	7,290	5,840	2,040	11,310	10,680	7,440	6,800	5,500	1,650
	40歳	14,210	13,260	9,110	8,200	6,400	2,490	12,620	11,850	8,470	7,670	6,030	2,070
	45歳	15,590	14,390	10,590	9,350	7,140	3,210	13,790	12,800	9,760	8,700	6,680	2,700
	50歳	15,790	14,090	11,970	10,130	7,640	3,960	13,940	12,540	10,930	9,370	7,100	3,300
55歳	14,090	11,450	12,270	9,510	7,240	4,350	12,210	9,960	10,970	8,600	6,590	3,540	

額:10万円
で共通となります。

障害・介護保障プラン

- 就業不能保障特約(1型) 特約給付金月額:10万円
- 就業不能一時金特約(1型):300万円
- 障害介護保険料払込免除特則 付加

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
-	-	○	○

ご契約例

- 保険期間(家計保障期間):65歳まで
- 保険料払込期間:65歳まで
- [主契約]基準給付金月額:10万円

家計保障定期保険NEO 主契約のみ

5疾病 初期入院	5疾病による 所定の状態	所定の障害・介護が 必要な状態	死亡・ 高度障害状態
-	-	-	○

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	3,500	2,990	390	3,370	2,880	330
30歳	3,710	3,190	480	3,570	3,070	420	
35歳	4,100	3,520	600	3,920	3,380	510	
40歳	4,370	3,730	750	4,170	3,570	630	
45歳	4,730	3,990	990	4,530	3,810	810	
50歳	5,300	4,330	1,380	4,910	4,010	1,140	
55歳	5,780	4,370	1,650	5,410	4,080	1,380	

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
	〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
	5年	2年	1年	5年	2年	1年
25歳	2,240	1,820	1,740	2,180	1,780	1,700
30歳	2,280	1,870	1,790	2,230	1,830	1,750
35歳	2,520	2,090	2,000	2,440	2,020	1,940
40歳	2,710	2,240	2,150	2,620	2,170	2,080
45歳	2,980	2,440	2,330	2,910	2,370	2,280
50歳	3,210	2,540	2,410	2,980	2,350	2,240
55歳	3,090	2,240	2,080	2,910	2,100	1,950

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	4,130	3,610	420	3,750	3,290	360
30歳	4,330	3,790	540	4,020	3,550	450	
35歳	4,770	4,180	630	4,490	3,940	570	
40歳	5,180	4,530	810	4,800	4,200	690	
45歳	5,450	4,690	1,020	5,050	4,340	900	
50歳	5,780	4,820	1,500	5,240	4,380	1,260	
55歳	6,210	4,760	1,770	5,740	4,370	1,560	

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
	〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
	5年	2年	1年	5年	2年	1年
25歳	2,780	2,360	2,290	2,490	2,130	2,060
30歳	2,790	2,390	2,310	2,600	2,230	2,160
35歳	3,070	2,650	2,560	2,900	2,490	2,410
40歳	3,370	2,890	2,790	3,140	2,690	2,600
45歳	3,470	2,940	2,840	3,250	2,750	2,660
50歳	3,550	2,900	2,780	3,220	2,630	2,520
55歳	3,340	2,480	2,330	3,070	2,300	2,150

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	4,470	3,960	450	3,990	3,560	420
30歳	4,870	4,340	570	4,320	3,840	510	
35歳	5,350	4,770	720	4,750	4,220	630	
40歳	5,610	4,930	900	5,050	4,460	780	
45歳	6,010	5,210	1,170	5,410	4,700	990	
50歳	6,350	5,320	1,650	5,580	4,740	1,470	
55歳	6,960	5,330	1,980	6,240	4,840	1,770	

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
	〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
	5年	2年	1年	5年	2年	1年
25歳	2,930	2,540	2,470	2,560	2,230	2,160
30歳	3,110	2,720	2,640	2,690	2,340	2,280
35歳	3,270	2,870	2,790	2,840	2,480	2,410
40歳	3,420	2,980	2,900	3,050	2,660	2,580
45歳	3,580	3,070	2,980	3,200	2,750	2,670
50歳	3,640	3,020	2,920	3,160	2,620	2,520
55歳	3,390	2,560	2,420	2,990	2,270	2,140

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし			
	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	保険期間満了日まで		就業不能 一時金特約	
	5年	2年		5年	2年		
ご契約年齢	25歳	5,600	5,080	510	4,850	4,390	450
30歳	6,190	5,610	630	5,300	4,810	540	
35歳	6,820	6,180	810	5,760	5,220	660	
40歳	7,190	6,450	990	6,000	5,380	840	
45歳	7,710	6,800	1,320	6,450	5,690	1,080	
50歳	8,040	6,880	1,890	6,830	5,810	1,590	
55歳	8,580	6,700	2,220	7,470	5,840	1,950	

給付金 支払期間 最低支払 保証期間	特定疾病保険料払込免除特則付加あり			特定疾病保険料払込免除特則付加なし		
	〈主契約〉保険期間満了日まで			〈主契約〉保険期間満了日まで		
	5年	2年	1年	5年	2年	1年
25歳	3,920	3,520	3,440	3,310	2,960	2,900
30歳	4,250	3,810	3,730	3,510	3,150	3,080
35歳	4,520	4,070	3,980	3,670	3,300	3,230
40歳	4,780	4,270	4,190	3,810	3,410	3,330
45歳	5,010	4,420	4,310	4,000	3,530	3,440
50歳	4,870	4,300	4,170	4,110	3,500	3,390
55歳	3,730	3,570	3,390	3,440	2,970	2,830

ご検討にあたりご注意ください



ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

1 悪性新生物に関する不担保期間について

以下特約・特則には、悪性新生物に関して90日の不担保期間があります。このため、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、次のとおりとします。

特約・特則	不担保期間のお取扱い ^{※2}
就業不能保障特約 ^{※1} 、 就業不能一時金特約 ^{※1}	悪性新生物により入院・在宅療養状態に該当した場合でも、 給付金・一時金のお支払いはできません 。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 給付金・一時金のお支払いはできません 。
特定疾病保険料払込免除特則、 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則	悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません 。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による 保険料払込みの免除はできません 。

※1 障害・介護保障プラン(特約の型がI型)の場合を除きます。

※2 所定の障害状態、介護が必要な所定の状態による給付金・一時金のお支払いおよび保険料払込みの免除には不担保期間のお取扱いはありません。

2 保険料払込みの免除について

以下いずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき
- 8ページに記載の各種「保険料払込免除特則」を付加した場合で、各特約・特則の型に応じた免除事由に該当したとき

3 保険金のお支払いについて

- 主契約の保険金のお支払方法は、月払給付または一時支払のいずれかをお選びいただけます。

お支払方法	説明	ご注意
月払給付	家計保障期間満了日まで、基準給付金月額を毎月お支払いします。	お支払事由に該当した日から家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、最低支払保証期間を通じて基準給付金月額を毎月お支払いします。
一時支払	お支払事由に該当した時点の保険金額を一時金としてお支払いします。	お支払いする保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となります。このため、お支払いする保険金額は、一般に月払給付の受取総額を下回ります。また、最低支払保証期間が適用される期間を除き、保険期間の経過とともにお支払いする保険金額は逡減します。

保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることなどもできます。

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。また、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

4 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、適用保険料率・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- この保険の主契約および特約には、保険料払込期間中の**解約返戻金はありません**。

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

5 就業不能保障特約について

- この特約にはI～Ⅲ型の3つの型があり、型に応じてお支払いの対象が異なります。
- 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約の給付金のお支払対象となりません。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、給付金支払期間満了日まで^{※3}特約給付金月額を毎月お支払いします。(一時支払のお取扱いはありません。)
- 第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たないときは、主契約の保険金のお支払事由に該当しない限り、最低支払保証期間を通じて特約給付金月額を毎月お支払いします。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当した場合は、その日より後に5疾病初期入院給付金のお支払事由に該当しても、5疾病初期入院給付金はお支払いできません。

※3 給付金支払期間を年数で定めた場合、第1回就業不能給付金のお支払事由に該当した日を起算日として、その年数を経過する日が保険期間満了日を超えるときは、保険期間満了日までとします。

6 就業不能一時金特約について

- この特約の型は、就業不能保障特約の型と同一とします。(I～Ⅲ型)
- 就業不能一時金のお支払いは保険期間を通じて1回を限度とします。
- 主契約の保険金のお支払事由に該当した日以後は、特約の一時金のお支払対象となりません。ただし、以下①または②に該当する場合等はお支払対象となります。
 - ①主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた障害により身体障害者福祉法に定める障害の級別1級から3級までの身体障害者手帳の交付を受けたとき
 - ②主契約の保険金のお支払事由に該当する前に生じた入院・在宅療養状態、要介護状態により一時金のお支払事由に該当したとき

7 リビング・ニーズ特約について

- 余命が6か月以内と判断されるとき^{※4}特定状態保険金をお支払いします。
- 特定状態保険金のご請求額は、ご請求日の6か月後の**主契約の保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)**とします。ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。

※4 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類にもとづいて行います。

8 この保険の対象となる悪性新生物・心疾患・慢性腎不全について

- 悪性新生物は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。**上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫等は対象となりません。**また、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
- 心疾患には、**高血圧性心疾患は含まれません。**
- 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

9 給付金・一時金のお支払事由等の変更について

- 国民年金法、身体障害者福祉法、公的介護保険制度または公的医療保険制度等の改正が行われたときや、医療技術・医療環境の変化が生じたときは、主務官庁の認可を得て、この保険に付加される特約・特則の**給付金・一時金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。**その場合、変更日の2か月前までにご契約者にご旨をご案内します。

10 更新について

- この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

11 契約者配当について

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために代理請求人をご指定ください。

保険金・給付金等の受取人(被保険者)が、病気やケガにより保険金・給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(または保険契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

●保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**定期保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

本社募資 '20-KL01-016 E76-19170(3)改定202011

